

施設利用料金表

平成31年4月施行

舞鶴東体育館 TEL:0773-66-1061

使用場所	使用単位	午前(9時~12時)				午後(13時~17時)					夜間(18時~21時)				
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
アリーナ	全面	全日													19,300 円
		午前・午後・夜間	4,800 円				6,400 円					8,100 円			
		1時間単位					1,600 円					2,700 円			
	1/2	全日													11,600 円
		午前・午後・夜間	2,850 円				3,800 円					4,950 円			
		1時間単位					950 円					1,650 円			
	1/4	全日													6,050 円
		午前・午後・夜間	1,500 円				2,000 円					2,550 円			
		1時間単位					500 円					850 円			
スタジオ他	スタジオルーム	全日													4,950 円
		午前・午後・夜間	1,350 円				1,800 円					1,800 円			
		1時間単位					450 円					600 円			
	多目的①	全日													2,300 円
		午前・午後・夜間	600 円				800 円					900 円			
		1時間単位					200 円					300 円			
	多目的②	全日													2,800 円
		午前・午後・夜間	750 円				1,000 円					1,050 円			
		1時間単位					250 円					350 円			
トレーニング場：高校生以下														1人につき 200 円	
トレーニング場：一般														1人につき 300 円	

舞鶴文化公園体育館 TEL:0773-77-1850

使用場所	使用単位	午前(9時~12時)				午後(13時~17時)					夜間(18時~21時)				
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
アリーナ	全面	全日													24,700 円
		午前・午後・夜間	6,600 円				8,800 円					9,300 円			
		1時間単位					2,200 円					3,100 円			
	1/2	全日													14,650 円
		午前・午後・夜間	3,900 円				5,200 円					5,550 円			
		1時間単位					1,300 円					1,850 円			
	1/4	全日													7,400 円
		午前・午後・夜間	1,950 円				2,600 円					2,850 円			
		1時間単位					650 円					950 円			
剣道場・柔道場	全面	全日													12,850 円
		午前・午後・夜間	3,450 円				4,600 円					4,800 円			
		1時間単位					1,150 円					1,600 円			
	1/2	全日													7,750 円
		午前・午後・夜間	2,100 円				2,800 円					2,850 円			
		1時間単位					700 円					950 円			
トレーニング場：高校生以下														1人につき 200 円	
トレーニング場：一般														1人につき 300 円	
会議室	第一	全日													5,350 円
		午前・午後・夜間	1,350 円				1,900 円					2,100 円			
		1時間単位	450 円				480 円					700 円			
	第二	全日													2,950 円
		午前・午後・夜間	750 円				1,000 円					1,200 円			
		1時間単位	250 円				250 円					400 円			
多目的施設	全面	全日													8,300 円
		午前・午後・夜間	2,200 円				2,700 円					3,400 円			
		1時間単位	550 円				680 円					850 円			
	1/2	全日													4,500 円
		午前・午後・夜間	1,200 円				1,500 円					1,800 円			
		1時間単位	300 円				380 円					450 円			

- ※1 児童・生徒(高等専門学校生除く)、障がい者手帳(舞鶴市条例施行規則による)を所持する者が半数以上を占める場合は上記金額の半額となります(トレーニング利用料・附属設備代は除く)。
- ※2 附属設備を使用する場合は別に定める利用料が必要です。
- ※3 営利目的、スポーツ以外の目的で使用する場合は、別に定める使用料となります。
- ※4 利用者が市外居住者の場合、基本額の5割相当額を加算した額となります。
- ※5 使用時間には準備並びに後片付けの時間を含みます。
- ※6 文体多目的施設は夏期プール開設中は使用できません。